
第 5 章 計画の推進体制

1. 庁内推進体制の確立

この計画は、保健、福祉、教育、労働、生活環境など様々な分野と関わるものであることから、町の全ての部署に計画の理解・浸透を図り、子育て支援施策について、関係各課の相互連携・調整のもとで、総合的、かつ効果的な施策の展開が図れる体制を構築します。

また、計画の実現においては、財源確保や人員確保が大きな課題であることから、適切な人員配置を進めるとともに、必要な国・県などの補助事業の活用を図ります。

2. 地域連携の推進

この計画は、子育ての第一義的責任は家庭にあるとの認識のもと、次代を担う子ども達が心身ともに健やかに育つための環境づくりは、地域社会全体で取り組むものです。

そのため、計画で掲げる施策を有効なものとするため、地域への計画の周知を図るとともに、地域住民をはじめ地域の各種団体、NPO、事業所等と連携・協力した施策の推進を図ります。

3. 関係機関との連携の推進

具体的な施策の展開においては、サービスの供給等、公的機関による支援が不可欠です。このため、福祉保健所、医療機関、教育機関、福祉施設、警察等の関係機関との緊密な連携を図り、計画の実行性を高めていきます。

4. 計画の進行管理

次世代育成支援対策推進法の第 21 条に基づき、「西原町次世代育成支援地域協議会」において、この計画の推進に関し必要となるべき措置を講じるために、毎年度計画の進捗状況等の点検・管理を行い、その後の対策の実施や計画の見直し等に反映させるための協議を行います。

5. 計画の公表

次世代育成支援対策推進法の第 8 条第 5 項に基づき、この計画の進捗状況について、町の広報紙やホームページ等により、毎年度、地域に公表するものとします。